



上川支庁環境生活部
スパイクタイヤの使用規制について

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、健康の保護と生活環境の保全を目的として、スパイクタイヤの使用が規制されています。

道内では、116市町村が「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づいた「指定地域」となっており、緊急自動車・身体障害者の使用する車両等を除き、「指定地域」内では、積雪・凍結の状態にない舗装道路の部分において、スパイクタイヤの使用が禁止されています。

また、指定地域以外の区域についても、「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」により、脱スパイクタイヤ推進期間を定めて、スパイクタイヤを装着した車両を運行させないよう努めることを求めています。

道民のみならず、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止するため、道民のみならずの協力をお願いします。
①スパイクタイヤの使用は積雪・凍結路面に限られていますので、法律による規制内容を十分

企画総務課総務係
油絵の寄贈

10月15日、三原真琴さん(西町3丁目・東川町国際文化交流協会事務局長)が役場を訪れ、三原さんが描かれた姉妹都市カンモア町のシンボル「スリ―シスターズ」の油絵を寄贈いただきました。



幼児センター(ももんがの家) フロントシア上川の会から
樹木の寄贈

10月8日、フロントシア上川代表の遠藤優会長他会員13名が幼児センターを訪れ、農業農村整備事業の実施がより一層地域



暮らしの情報ボックス

ご理解の上、適切に履き替えるなどの対応をお願いします。

②スパイクタイヤ類似品については、環境省によって取扱いが明確にされ、今年の冬からは、金属類をタイヤの溝に装着した場合、スパイクタイヤに該当することとなりましたので、特に注意をお願いします。

お問い合せ 環境生活部環境室環境保全課 ☎011-231-4111(内線24-263)

国民生活金融公庫
年末資金のご案内

年末資金の準備はお済みでしょうか。国民生活金融公庫では、例年どおり年末事業資金を取扱

中です。また、新たに事業を始められる方へのご融資の相談もお受けしております。

年末の商品仕入れや手形の決済、従業員へのボーナスの支払いなどに国民生活金融公庫の資金をお役立てください。なお、年末はお申込が集中することが予想されますので、お早目のご相談をお待ちしております。詳しくは東川町商工会、または国民生活金融公庫旭川支店旭

の活性化につながるよう、国営事業で整備したせせらぎ水路周辺の環境整備として、幼児センターの園庭にイタヤ楓3本・ブルー1本・リンゴ1本が会員の手で植栽寄贈されました。これからセンターで大きく育てて沢山の実が生るのを園児みんなが楽しみにしています。

社協通信
社会福祉協議会

温かい善意
ありがとうございます

9月15日から10月15日までに社会福祉事業にご寄付をいただきました方は、次のとおりです。
《ご香典の返礼にかえて》

- 27 区 堀一 徳正 様
- 東町1丁目 向 朝子 様
- 南町3丁目 桃井 達 様
- 東町1丁目 伊藤 孝 様

今月のくらしの相談日ご案内

町民のみなさんの困っていることなど、相談日を設けて毎月第3木曜日午後1時30分から午後4時まで社協相談室で相談に応じます。今月の相談日と相談員は、次のとおりです。

- 11月18日 尾池 隆 男

旭川市4条通9丁目 ☎23-5241、融資相談係)までお気軽にご相談ください。

旭川検察審査会事務局

ごぞんじですか検察審査会
交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが検察官がその事故を起訴してくれない。このような不満をおもちの方のために検察審査会があります。お気軽にご相談ください。費用は無料で、秘密は堅く守られます。

詳細は旭川検察審査会事務局
旭川市花咲町4丁目 旭川地方裁判所内 ☎51-6251(内308)へお問い合わせください。

企画総務課財政係
写真の町事業に寄付



10月6日、吉宮建設株式会社会長 宮田重作さんが、また、12日には鈴木徳蔵さんが役場を訪れ、「写真の町事業に役立ててください。」と町へ寄付をいただきました。

サギに注意

「身に覚えがない請求書が来た」との相談が急増

ある日、全く身に覚えが無い先から、次のような趣旨の厳しい内容の請求書が送られてきたら、あなたはどつししますか。

貴殿のご利用されました電子消費料金を未納分について、ご契約会社及び回収業者から委託を受けました。こちら、電子消費者民法特別法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡無きお客様につきましては、やむを得ず裁判所からの書類通達後、指定裁判所へ出延となります。

これは警視庁が「利用した覚えの無い料金請求に注意」としてホームページで注意を呼びかけている具体例の一部です。

架空請求に引っかかるらないために
東川消費者協会では、この様な相談を受けることが多くなりましたので、こうした事件に対して、次のようにアドバイスしています。

利用していない場合は使用料を支払う必要はありません。

冬の交通安全運動

運動の期間

11月11日(木)~11月20日(土)

運動の重点

- ◎薄暮時の高齢者の交通事故防止
- ◎シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- ◎路面状況に応じたスピードの制御等スリップ事故防止

★デイ・ライト(昼間点灯)運動を実施しましょう。
旭川市・東川町交通安全協会 旭川駐在所

第19回全道中学生の税をテーマとした
ポスター募集

北海道では、次代を担う中学生のみなさんを対象に「税」をテーマとしたポスターを募集します。

募集概要
用紙 原則として画用紙八つ切り(約27cm×38cm)
使用画材 水彩絵の具またはポスターカラー
募集期間 平成16年10月1日(金)から平成17年1月24日(月)まで
送付先 各中学校を通じて、上川支庁税務部または名寄道税務所まで
発表 審査の結果は、平成17年2月中旬に入賞者の学校に通知します。
その他 入賞作品は道税ポスターやリーフレットに使用するなど、道税の広報に活用させていただきます。
主催:北海道 後援:北海道教育委員会
募集内容等の詳細は、中学校配布の募集要領をご覧ください。



仮に利用したことがあっても、有料提供会社から債権譲渡通知がなければ、債権回収業者に料金を支払う必要はありません。

不安やトラブルに関わりたくないなどと思つて、一度でも支払つてしまつと、また新たな請求を受ける可能性があります。

電話、ファックスや電子メールなどで先方に連絡をとれば、そのことで電話やファックス番号、メールアドレスなどの個人情報先方に知られるおそれがあり、避けなければなりません。

電子消費料金未納分請求最終通達書
分類コード KK21016001

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用されました「電子消費料金未納分」について、ご契約会社及び回収業者から委託を受けましたので当局までご連絡下さい。こちら「電子消費者民法特別法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡無きお客様につきましてはやむを得ず裁判所からの書類通達後、指定裁判所へ出延となります。また裁判後の措置と致しまして給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを強制執行させていただきますゆえ、当局と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので承諾の上ご返送下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為書類金額・支払い方法等は当局職員までご連絡下さい。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成16年10月12日
営業時間 8:00-18:00 休業日 土・日・祝
〒103-0027 東京都
法務局認可特殊法人
代表

実際に届いた八ガキの例